

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する  
政令案新旧対照条文

目次

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）	1
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）	2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）	3
公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）	4
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）	5
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）	6
子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）	7

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める児童の福祉に関する法律の規定は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第三百二十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定とする。</p>	<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める児童の福祉に関する法律の規定は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第三百二十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定とする。</p>

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十三（略）</p> <p>三十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪</p> <p>三十五 四十五（略）</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十三（略）</p> <p>三十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪</p> <p>三十五 四十五（略）</p>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）                      第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。                      一～四 （略）                      五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪に当たる違法な行為                      六～十 （略）</p>	<p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）                      第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。                      一～四 （略）                      五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪に当たる違法な行為                      六～十 （略）</p>

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三百五十三（略）</p> <p>三百五十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</p> <p>三百五十五～四百三十七（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三百五十三（略）</p> <p>三百五十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</p> <p>三百五十五～四百三十七（略）</p>

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五條 法第七條第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三十三（略）</p> <p>三十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八條に規定する罪</p> <p>三十五～四十五（略）</p>	<p>第五條 法第七條第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三十三（略）</p> <p>三十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八條に規定する罪</p> <p>三十五～四十五（略）</p>

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三三号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第五項第四号口及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号口及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</p> <p>九～十二（略）</p>	<p>（法第三条第五項第四号口及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号口及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</p> <p>九～十二（略）</p>

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）</p> <p>第七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</p> <p>十六～二十（略）</p>	<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）</p> <p>第七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</p> <p>十六～二十（略）</p>